

税の特集

際は、納税通知書を受け取った日から60日以内に町に対し異議の申し立てをすることができます。

減免について

リストラ・病気・災害などにより、昨年より著しく所得の減少した方には減免申請を

各税(保険料)の納期までに納付書を送付します

やはり税金の通知書となると嫌なものです。安平町の行政を進めるうえで、税は貴

いしづく

また、何か事情があり納税にお困りの方は相談に応じま

しください。

なお、納税通知書をご覧に

なつた際、納得できない・間違っている、と感じられることがあるかと思います。その

住民税

住民税は、1月1日現在の
居住地で課税されます。

この制度は10月開始となりますので、平成21年度の税額の半分については6月及び8

ない方や、平成21年度の特別徴収税額が年金の額を超える方については特別徴収の対象にはなりません。

年金の受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。ただし、介護保険料が特別徴収されていない方や、平成21年度の特別

からの特別徴収（年金天引き）が始まります。

**住民税の年金からの特
別徴収が始まります。**

特別徴収(年金天引き)対象の方については申し出により口座振替に切り替えることができます。申し出の際は

割、平等割、均等割）の変更はありません。



國民健康保險稅

平成21年度国民健康保険税の課税限度額が改正され、これまで最高68万円でしたが、今年から69万円になりました。内訳は、医療分が47万円、後期支援分が12万円、介護分が9万円に引き上げられました。



固定資産税

昨年とは状況が変わらないはずなのに税額が昨年より高くなつた方

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。納税通知書は7月上旬に発送します。

これには、主に二つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がったか、新築住宅の軽減が受けられなくなつたかです。

月に普通徴収（納付書で直接
納める方法）で納めていただ
くことになります。

また年金以外の所得に係る
住民税については従来どおり
普通徴収で納めていた大きま
す。

いずれにしても、6月中旬
までに納税通知書が送付され
ますのでご確認ください。

税務課が追分庁舎住民総合相談室にお越しください。